

## 第八管区海上保安本部公示第15号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年 2月27日

第八管区海上保安本部長

筒井 直樹（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 鳥取県中部総合事務所
- (2) 住所 鳥取県倉吉市東巖城町2

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区域 鳥取県東伯郡北栄町江北～琴浦町逢束（別添付図参照）
- (2) 期間 令和6年3月1日から令和6年 4月30日まで  
令和6年9月1日から令和6年10月30日まで

### 3 水路測量の実施方法

G N S Sによる測位、音響測深機による測深

### 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
- (2) 八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 15 号 関連付図

